

苫小牧市パブリックコメント手続きに係る ホームページ掲載要領

1 趣旨

この要領は、パブリックコメント手続（苫小牧市市民参加条例（平成20年条例第30号。以下「市民参加条例」という。）に規定する市民意見提出手続及び苫小牧市行政手続条例（平成10年条例第1号。以下「行政手続条例」という。）に規定する意見公募手続をいう。以下同じ。）を実施する場合の市ホームページへの公表（行政手続条例に基づくものにあつては、公示。以下同じ。）の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 市ホームページの構成

パブリックコメント手続に係る市ホームページの構成は、次のとおりとする。

(1) 市民参加のページ

案件集約担当（市民参加条例に基づくものにあつては分権評価推進主幹、行政手続条例に基づくものにあつては行政改革推進室をいう。以下同じ。）が分権評価推進主幹のページに、担当課においてパブリックコメント手続を実施している案件名、手続が終了している案件名等を掲載する。

(2) 担当課のページ

担当課がそのページにパブリックコメント手続を実施している案件の詳細、実施結果の詳細等を掲載する。

3 パブリックコメント手続を実施する場合の手続

(1) 事前手続

① 担当課

パブリックコメント手続を実施しようとするときは、政策（行政手続条例に規定する規則等を含む。以下同じ。）の案の公表日の前日までに、次の事項について、電子メール等により、案件集約担当に通知するものとする。

ア 案件名

イ 担当課名（連絡先を含む。）

ウ パブリックコメント手続を実施しようとする政策の案の公表日

エ 意見募集の詳細ページの URL

オ 意見提出期間

カ 意見提出期間が30日未満である場合は、その理由

(2) パブリックコメント手続を開始するときの手続

① 案件集約担当

政策の案の公表日に、事前手続（3-(1)）により担当課から通知のあった案件について、市民参加のページ（記載例1参照）の「現在、意見募集中の案件」の表に必要な事項を掲載するとともに、当該表から担当課の意見募集の詳細（3-(2)-②-ア）のページにリンクを設定する。

② 担当課

政策の案の公表日に、次に掲げる事項を担当課のページに掲載することにより公表を行うものとする。

ア 意見募集の詳細（記載例2参照）

ページの先頭に大きく分かりやすい見出しを付けるとともに、次の事項を一覧表に掲載する。また、このページからイからオまでのページにリンクを設定するものとする。

・政策の案件名

・根拠法令があるときは、その条項

・政策の案の公表日

・意見提出期間

・意見提出期間が30日未満である場合は、その理由

・意見の提出

・資料の入手方法

- ・担当部課及び問い合わせ先

イ 政策の案

ウ 政策の案の関連資料

エ 意見募集要項（記載例3参照）

次の事項を記載する。

- ・政策の案件名
- ・資料の入手方法
- ・意見の提出先・提出方法
- ・意見提出期限
- ・その他必要な事項

オ 意見書（記載例4参照）

(3) 意見提出期間が終了したときの手続

① 案件集約担当

意見提出期間が終了した案件については、市民参加のページの「現在、意見募集中の案件」の表から終了した案件に係る事項を削除し、「パブリックコメント手続終了の案件」の表に必要事項を掲載する。この場合にも、当該表から担当課の意見募集の詳細（3-(2)-②-ア）のページへのリンクを設定するものとする。

② 担当課

意見提出期間が終了した案件については、意見の募集が終了し、提出意見を集約している旨を担当課のページに表示する（記載例5参照）。3-(2)-②の掲載事項については、「意見の提出」に係るリンクの設定を解除するなどした上で必要な事項を掲載するものとする。

(4) 政策を定めたときの手続

① 案件集約担当

政策の公表の日に、市民参加のページの「パブリックコメント手続終了の案件」の表から担当課の実施結果の詳細（3-(4)-②-ア）のページにリンクを設定する。

② 担当課

政策の公表の日に、次に掲げる事項を担当課のページに掲載することにより公表を行うものとする。

ア 実施結果の詳細（記載例6参照）

ページの先頭に大きく分かりやすい見出しを付けるとともに、次の事項を一覧表に掲載する。また、このページからイからエまでのページにリンクを設定するものとする。

- ・政策の案件名
- ・根拠法令があるときは、その条項
- ・実施結果の公表の日
- ・政策の案の公表日
- ・パブリックコメント手続を実施したが、政策を定めないこととした場合には、その理由
- ・提出意見の数（提出意見がなかったときは、その旨）
- ・担当部課及び問い合わせ先

イ 提出意見並びに提出意見を考慮した結果（パブリックコメント手続を実施した政策の案と定めた政策との差異を含む。）及びその理由（記載例7参照）

ウ 政策の案（3-(2)-②-イ）

エ 政策の案の関連資料（3-(2)-②-ウ）

4 パブリックコメント手続を実施しない場合の手続

(1) 事前手続

パブリックコメント手続を実施しない場合（行政手続条例に基づくものにあつては、行政手続

条例第37条第5項に該当する場合に限る。)は、案件名及びパブリックコメント手続を実施しない理由について、事前に、電子メール等により、案件集約担当に通知するものとする。

(2) 政策を定めたときの手続

① 案件集約担当

政策の公表の日に、事前手続(4-(1))により担当課から通知のあった案件について、市民参加のページの「パブリックコメント手続を実施しなかった案件」の表に必要事項を掲載するとともに、当該表から担当課の「パブリックコメント手続を実施しなかった案件の詳細」(4-(2)-②-ア)のページにリンクを設定する。

② 担当課

政策の公表の日に、次の事項を担当課のページに掲載することにより公表を行うものとする。

ア パブリックコメント手続を実施しなかった案件の詳細(記載例8参照)

ページの先頭に大きく分かりやすい見出しを付けるとともに、次の事項を掲載する。

- ・政策の案件名
- ・担当課
- ・パブリックコメント手続を実施しない理由

5 市ホームページへの掲載期間

担当課は、パブリックコメント手続の実施結果について、当該実施結果を公表した日の属する年度を含めて3年間は担当課のページに掲載するものとする。

掲載期間中は、必要な情報が閲覧できない状態(リンク切れ)にならないよう留意する必要がある。

なお、提出意見については、苫小牧市文書編さん保存規程(昭和26年庁達第40号)等の定めるところにより適正に管理するものとする。

6 各ページの管理

市民参加のページにあつては分権評価推進主幹が、担当課のページにあつては各担当課が、適正にその管理を行うものとする。

7 実施期日

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

《案件集約担当のホームページ》

市民参加のページ

お知らせ

暮らし

健康 福祉

学ぶ スポーツ

自然 環境

まちづくり

市民参加

メニュー

- 1 [現在、意見募集中の案件](#)
- 2 [現在募集中の審議会等の委員など](#)
- 3 [その他の市民参加事業](#)
- 4 [パブリックコメント手続終了の案件](#)
- 5 [パブリックコメント手続を実施しなかった案件](#)

「現在、意見募集中の案件」					
タイトル		分類	担当課	e-mail	電話
市民参加条例行政素案について	詳細	参加	分権評価推進主幹	bunken@city.tomakomai.hokkaido.jp	0144-32-6025
行政手続条例施行規則の一部改正について(案)	詳細	行手	行政改革推進室	gyokaku@city.tomakomai.hokkaido.jp	0144-32-6169
<p>参加は市民参加条例(PDF143KB)に基づく市民意見提出手続 詳細は分権評価推進主幹へ</p> <p>行手は行政手続条例(PDF230KB)に基づく意見公募手続 詳細は行政改革推進室へ</p>					

《中略》

「パブリックコメント手続終了の案件」					
タイトル		分類	担当課	e-mail	電話
市民参加条例行政素案について	詳細	参加	分権評価推進主幹	bunken@city.tomakomai.hokkaido.jp	0144-32-6025
行政手続条例施行規則の一部改正について(案)	詳細	行手	行政改革推進室	gyokaku@city.tomakomai.hokkaido.jp	0144-32-6169
<p>参加は市民参加条例(PDF143KB)に基づく市民意見提出手続 詳細は分権評価推進主幹へ</p> <p>行手は行政手続条例(PDF230KB)に基づく意見公募手続 詳細は行政改革推進室へ</p>					

「パブリックコメント手続を実施しなかった案件」					
タイトル		分類	担当課	e-mail	電話
市民参加条例行政 素案について	詳細	参加	分権評価推進主幹	bunken@city.tomakomai.hokkaido.jp	0144- 32-6025
行政手続条例施行 規則の一部改正に ついて(案)	詳細	行手	行政改革推進室	gyokaku@city.tomakomai.hokkaido.jp	0144- 32-6169
<p>参加は市民参加条例(PDF143KB)に基づく市民意見提出手続 詳細は分権評価推進主幹へ</p> <p>行手は行政手続条例(PDF230KB)に基づく意見公募手続 詳細は行政改革推進室へ</p>					

このページについて

市民参加のページを充実させるために、みなさんからのご意見を募集しています。

使いやすく見やすいページにするためのアイデアなどをお寄せください。

下のボタンをクリックすると、入力フォームのページへ進みます。(携帯電話の方は QR コードをご利用ください)



その他のお問合せや市民参加については

苫小牧市企画課分権評価推進主幹

電話 0144-32-6025

ファックス 0144-34-7110

メール bunken@city.tomakomai.hokkaido.jp

〒053-8722 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号

《各課のホームページ》意見募集時の掲載内容

市民参加のページ「現在、意見募集中の案件」から遷移（各担当課が作成）

苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)のパブリックコメント実施中

案件名	苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)
根拠法令条項	×××××法第〇〇条
政策の案の公表日	平成 21 年〇月△×日
意見提出期間	平成 21 年〇月△×日～平成 21 年●月×△日
意見提出期間が 30 日未満の場合その理由	なし
政策の案	HTML形式 PDF形式(838KB)
関連ファイル	苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正の趣旨・概要 PDF 203KB 苫小牧市〇〇〇〇条例 HTML形式 PDF 189KB ●●●●についての調査結果 PDF 325KB
意見募集要項	PDF形式(113kb) 意見募集要項へ→記載例 3 参照
意見の提出	パブリックコメント入力フォーム(必要事項を入力するだけで簡単に応募できます) 意見書(提出様式) PDF 152KB ・ WORD 56KB 提出様式へ→記載例 4 参照
資料入手方法	担当課窓口、出張所においても配布しています。
所管部課名 (問い合わせ先)	〒053-8722 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号 苫小牧市〇〇部□□□□課 電話 0144-32-△△△△ メール 000000@city.tomakomai.hokkaido.jp

[□□□□課へのページへ](#)
[市民参加のページへ戻る](#)

※ これは記載例ですので、詳細については各担当課で調整願います。

※ 「パブリックコメント入力フォーム」は、北海道電子自治体共同システム(HARP)の簡易申請機能を利用したものです。利用に際しては総務部情報化推進室への届出が必要になります。

意見募集要項

1 意見募集案件名

苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)

2 資料等の入手方法

市のホームページから、ダウンロードにより入手可能です。また、担当課窓口、市役所 2 階市民情報コーナー、各出張所でも入手可能です。

3 意見の提出方法

・「意見書」に氏名、住所及び連絡先を、法人その他の団体にあつては、団体名、代表者名、意見提出担当者名、所在地及び連絡先を明記の上、提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 入力フォーム

入力フォームへのリンクをクリックすると、自動的に入力フォームが立ち上がります。ご意見及び必要事項を入力していただき、入力が終わりましたら「確認」ボタンをクリックし、確認画面で入力漏れがないかどうか確認してください。確認が終わりましたら「送信」ボタンをクリックしてください。入力は2000字まで可能ですが、これを超える場合は、2回以上に分けて送信してください。

(2) 電子メール

電子メールアドレス 000000@city.tomakomai.hokkaido.jp

容量が大きくなる場合は、メールを分割することも可能です。

(3) ファックス

FAX 番号 0144-32-1234 送付する前に担当課へ電話連絡をお願い致します。

(4) 書面の持参又は郵送

書面によることを原則としますが、意見内容を保存した磁気ディスク等(フロッピーディスク又は CD-R)での提出も可能です。ただし、磁気ディスク等でお送りいただいた場合は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

《送付先》〒000-0000 苫小牧市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

苫小牧市〇〇部□□□□課 「パブリックコメント」担当宛

- ・言語は、日本語に限ります。
- ・電話又は口頭での意見の受付はいたしません。
- ・意見が〇〇〇〇字を超える場合は、必ず要旨を添付してください。また、意見が複数ページに及ぶ場合は、ページ数を記入するなどわかりやすい表示をしてください。
- ・意見をデータで提出される場合は、ファイルはマイクロソフト社 Word としてください。他社のファイル形式の使用を希望される場合は、担当までお問合せください。

4 意見提出期限

平成21年●月×△日(金)午後○●時▲△分必着(郵送の場合○○月○○日の消印有効)

5 その他留意事項

- ・このパブリックコメント手続は、政策の案に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・ご意見は、案の決定の際に参考とさせていただきます。また、氏名、住所等の個人情報を除き、市のホームページ等で公表する場合があります。
- ・住所、氏名等の個人情報は、いただいたご意見の内容や趣旨等を確認する場合に使用します。個人情報をパブリックコメント手続の業務に係る目的以外に使用することはありません。
- ・いただいたご意見は返却いたしません。また、いただいたご意見に対して、個別の回答もいたしませんのでご了承ください。
- ・ご意見のほかに資料等を添付されても結構ですが、量が多くなるようでしたら、あらかじめ担当までご連絡ください。

6 担当・お問合せ

苫小牧市○○部□□□□課 電話(直通)0144-32-4321

提出様式

意見書

案件名	苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)		
※氏名		性別・年齢	男・女 歳
※法人その他の団体の方	団体名 _____ 代表者名 _____ 意見提出担当者名 _____		
※住所		※連絡先 (電話)	
意見の内容	(案のどの部分に対するご意見かがわかるようにご記入ください。)		

- ・※印のついている欄は、必ず記入してください。
- ・ご意見は、案の決定の際に参考とさせていただきます。また、氏名、住所等の個人情報を除き、市のホームページ等で公表する場合があります。これらの個人情報は、厳正に管理し、他の目的に使用することはありません。
- ・ご意見の内容確認などのため、市担当課からご連絡させていただく場合があります。
- ・この意見書は返却できませんのでご了承ください。

提出先 〇〇部□□□課 電話 0144-32-1234 E-mail 000000@city.tomakomai.hokkaido.jp

提出期限 平成21年●月×△日(金)午後○●時▲△分まで(郵送の場合は締切日の消印有効)

《意見募集が終了し、意見集計中の場合》

「苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)」のパブリックコメント
について

意見の募集は終了しました。現在、意見の集計中です。

案件名	苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)
根拠法令条項	×××××法第〇〇条
政策の案の公表日	平成 21 年〇月△×日
意見提出期間	平成 21 年〇月△×日～平成 21 年●月×△日
意見提出期間が 30 日未満の場合その理由	なし
政策の案	HTML形式 PDF形式(838KB)
関連ファイル	苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正の趣旨・概要 PDF 203KB 苫小牧市〇〇〇〇条例 HTML形式 PDF 189KB ●●●●についての調査結果 PDF 325KB
意見募集要項	PDF形式(113kb)
所管部課名 (問い合わせ先)	〒053-8722 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号 苫小牧市〇〇部□□□□課 電話 0144-32-△△△△ メール 000000@city.tomakomai.hokkaido.jp

[□□□□課へのページへ](#)
[市民参加のページへ戻る](#)

パブリックコメント結果の掲載内容

《意見の提出があった場合》

市民参加のページ「パブリックコメント手続終了の案件」から遷移（各担当課が作成）

「苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)」のパブリックコメントの結果について

ご意見ありがとうございました。パブリックコメントの結果を公表します。

案件名	苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)
根拠法令条項	×××××法第〇〇条
政策の公布日・決定日	平成 21 年××月●●日
結果の公表日	平成 21 年××月●●日
政策の案の公表日	平成 21 年〇月△×日
政策の案	HTML形式 PDF形式(838KB)
関連ファイル	苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正の趣旨・概要 PDF 203KB 苫小牧市〇〇〇〇条例 HTML形式 PDF 189KB ●●●●についての調査結果 PDF 325KB
パブリックコメントを実施したが条例又は規則等を定めないとした理由	なし 該当する場合にのみ、欄を設定してください。
意見提出者数	2人
意見提出件数	3件
提出された意見の内容と意見に対する市の考え方	PDF48kb 記載例 7へ
意見反映後の案	PDF34kb
当初案と意見反映後の案の新旧対照表	PDF35KB 新旧対照表→記載例 7へ

※政策の案に変更がない場合

意見提出はあったが、政策の案に変更のない場合は、「意見反映後の案」の欄に「政策の案の変更はございません」と明記する。「当初案と意見反映後の案の新旧対照表」の欄は削除して構いません。

問い合わせ

担当課 〇〇部□□□□課


電話 0144-32-1234

[□□□□課へのページへ](#)
[市民参加のページへ戻る](#)

《意見の提出がなかった場合》

苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)のパブリックコメントの結果について

パブリックコメントの結果を公表します。

案件名	苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)
根拠法令条項	×××××法第〇〇条
政策の公布日・決定日	平成21年××月●●日
結果の公表日	平成21年××月●●日
政策の案の公表日	平成21年〇月△×日
政策の案	HTML形式 PDF形式(838KB)
関連ファイル	苫小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正の趣旨・概要 PDF 203KB 苫小牧市〇〇〇〇条例 HTML形式 PDF 189KB ●●●●についての調査結果 PDF 325KB
パブリックコメントを実施したが条例又は規則等を定めないとした理由	なし 
意見提出件数	意見はありませんでした。

問い合わせ

担当課 〇〇部□□□□課

電話 0144-32-1234

[□□□□課へのページへ](#)

[市民参加のページへ戻る](#)

「苦小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)」のパブリックコメントの結果について」 ページから遷移 PDF ファイル

苦小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)に寄せられた意見と市の考え方について

No.	提出された意見の内容	意見に対する市の考え方
1	〇〇〇～中略～〇〇〇〇と考えます。	△△△～中略～△△△△と考えております。
2	□□□□～中略～□□も必要と思います。	××××は、～と考えておりますが、●●●●の可能性も考えられますので、〇〇〇への措置を講ずる必要があると考えます。
3	(中略) ××××と思いますが、△△△△ではないでしょうか。	□□□について、〇〇〇ということはございません。



意見を当初案に反映させた場合
「苦小牧市〇〇〇〇条例施行規則の一部改正について(案)」のパブリックコメントの結果について」 ページから遷移 PDF ファイル

政策の当初案と意見反映後の案の新旧対照表

いただいた意見を当初案に反映し、次のように修正しました。

修正前(当初案)	意見反映後の案
第〇〇条 △△は、(～中略～) に基づき、□□□について×××を行うものとする。	第〇〇条 △△は、(～中略～) に基づき、□□□について×××又は●●●●を行うものとする。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">修正部分のみ抽出表示</div>	

パブリックコメント手続を実施しなかった案件について

市民参加のページ「パブリックコメント手続を実施しなかった案件」から遷移（各担当課が作成）

パブリックコメント手続を実施しなかった案件の詳細

タイトル	パブリックコメント手続を実施しなかった理由
苫小牧市▲▲▲条例施行規則の一部改正について(案)	苫小牧市行政手続条例第37条第5項第2号に該当するため、意見募集を実施いたしませんでした。 第37条第5項第2号 納付すべき金銭について定める法律又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法律又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

問い合わせ

担当課 ○○部□□□□課

電話 0144-32-1234

[□□□□課へのページへ](#)

[市民参加のページへ戻る](#)

【6】 ※住所（所在地）（100 文字まで）

【7】 ※連絡先（電話番号）（半角 20 文字まで、ハイフン付き）

【8】 ※意見の内容（1000 文字まで）

【9】 意見の内容（1000 文字まで）

上記欄で記入しきれない場合はこちらにご記入ください。

お問い合わせ先	
部署名	総務部 行政改革推進室
メールアドレス	gyokaku@city.tomakomai.hokkaido.jp
電話番号	0144-32-6169

北海道電子自治体共同システム

次画面へ